

地方公共団体における 業務継続計画・受援計画 策定状況の調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策等の重要な役割を担うことになる一方、住民生活に不可欠な通常業務を継続しなければなりません。そのため、業務継続計画や受援計画をあらかじめ定め、災害時の業務継続性や受援体制を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、業務継続計画及び受援計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和6年度の状況について調査結果を取りまとめました。

● 業務継続計画

優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

● 受援計画

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体等から受援できるようにあらかじめ定める計画。

2 調査結果の概要

〈調査結果の概要〉

業務継続計画

- 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）ともに全団体策定済み。
- 市町村の重要6要素全ての策定済団体数は、前回調査から110団体増加し、966団体

受援計画

- 都道府県は、全ての団体策定済み。
- 市町村の策定済団体数は、前回調査から55団体増加し、1,367団体

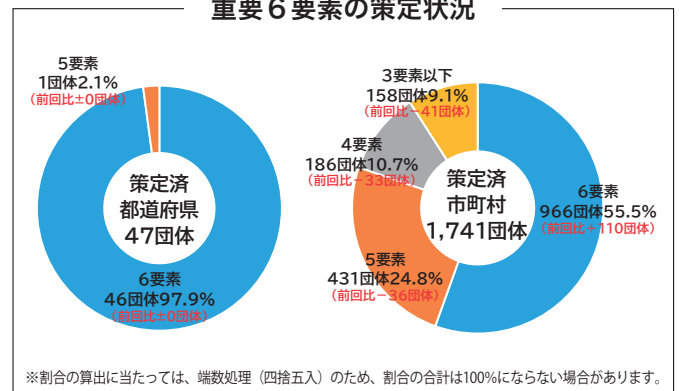
(1) 計画に定めるべき重要6要素の策定状況

重要6要素全てを定めている団体

- 都道府県：46団体（97.9%）
- 市町村：966団体（55.5%）

	都道府県	市町村
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	47	1,726
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	46	1,627
(3) 電気、水、食料等の確保	47	1,068
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	47	1,538
(5) 重要な行政データのバックアップ	47	1,508
(6) 非常時優先業務の整理	47	1,638

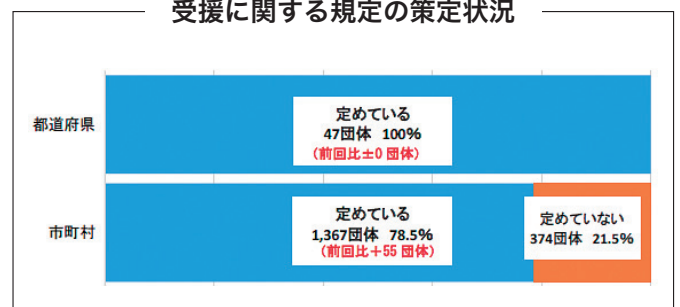
重要6要素の策定状況



(2) 応援職員受入れなど受援に関する規定

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,367団体（78.5%）

受援に関する規定の策定状況



＜参考＞調査の概要

- 調査対象
都道府県47団体及び市町村1,741団体
- 調査基準日
令和6年4月1日
- 調査内容
 - 業務継続計画の策定状況について
 - 業務継続計画における重要6要素の設定状況について
 - 受援計画の策定状況について

3 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定について（通知）」（令和7年4月25日付け府政防第746号・消防災第69号）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

また、全国の市区長を対象として同年6月4日に開催した「全国防災・危機管理トップセミナー」においても、受援計画の策定及び同計画の実効性の確保を図るための継続的な見直しについて、直接依頼したところです。

今後も、地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定を促進してまいります。

（１）業務継続計画に定めるべき重要な６要素の策定について

国の「防災基本計画」（令和6年6月）に基づき、計画に定めるべき重要な６要素について、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月策定）や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改定）を参考にし、策定すること。

（２）受援計画（応援職員受入れなど受援に関する規定）の策定について

地域防災計画や業務継続計画へ受援に関する規定を追加する等、災害時受援体制の整備を行うこと。整備に当たっては、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月策定）や「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和7年4月改訂）を参考にすること。

また、都道府県においては、市町村の受援計画の策定や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めること。

（３）業務継続計画・受援計画の実効性の確保及び見直しについて

職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画・受援計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

＜地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果（令和7年4月）リンク先＞

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/2025/>

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525